

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 3 年 7 月 2 5 日	不動産番号	2 4 0 5 0 0 0 3 4 7 7 6 6
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	双三郡吉舎町大字吉舎字四日市			余 白	
	三次市吉舎町吉舎字四日市			平成 1 6 年 4 月 1 日変更 平成 1 6 年 5 月 1 3 日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
8 2 5 番 6	宅地	1 0 1 7		8 2 5 番 4 から分筆 〔昭和 6 2 年 2 月 1 2 日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 7 月 2 5 日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 6 3 年 6 月 3 0 日 第 8 1 6 5 号	原因 昭和 6 3 年 6 月 2 3 日売買 所有者 双 三 郡 吉 舎 町 順位 2 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 7 月 2 5 日
2	所有権移転	令和 4 年 1 0 月 1 3 日 第 7 4 4 4 号	原因 平成 1 6 年 4 月 1 日合併 所有者 三 次 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 5 年 8 月 7 日
広島法務局三次支局

登記官

大 賀 勝 正

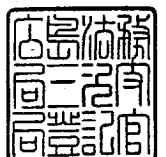


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 3 年 7 月 2 5 日	不動産番号	2 4 0 5 0 0 0 3 4 7 7 6 0
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	双三郡吉舎町大字吉舎字四日市				余 白
	三次市吉舎町吉舎字四日市				平成 1 6 年 4 月 1 日変更 平成 1 6 年 5 月 1 3 日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
8 2 4 番 2	宅地	2 7 2	9 5	8 2 4 番から分筆 〔昭和 6 2 年 1 月 2 0 日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 7 月 2 5 日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 6 2 年 3 月 1 6 日 第 3 4 3 4 号	原因 昭和 6 2 年 2 月 9 日売買 所有者 双 三 郡 吉 舎 町 順位 2 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 7 月 2 5 日
2	所有権移転	令和 4 年 1 0 月 1 3 日 第 7 4 4 4 号	原因 平成 1 6 年 4 月 1 日合併 所有者 三 次 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 5 年 8 月 7 日
広島法務局三次支局

登記官

大 賀 勝 正

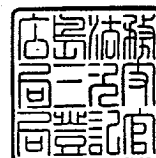


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年7月25日	不動産番号	2405000347761
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	双三郡吉舎町大字吉舎字四日市				余白
	三次市吉舎町吉舎字四日市				平成16年4月1日変更 平成16年5月13日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
824番3	宅地	4	51	824番1から分筆 〔昭和62年2月12日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年7月25日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和63年6月30日 第8165号	原因 昭和63年6月23日売買 所有者 双三郡吉舎町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年7月25日
2	所有権移転	令和4年10月13日 第7444号	原因 平成16年4月1日合併 所有者 三 次 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年8月7日
広島法務局三次支局

登記官

大 賀 勝 正

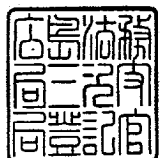


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年7月25日	不動産番号	2405000347759
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	双三郡吉舎町大字吉舎字四日市			余白	
	三次市吉舎町吉舎字四日市			平成16年4月1日変更 平成16年5月13日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
824番	田	1014		余白	
余白	宅地	1014	00	②③昭和61年2月10日地目変更 〔昭和61年2月26日〕	
824番1	余白	741	04	①③824番1、824番2に分筆 〔昭和62年1月20日〕	
余白	余白	736	52	③824番1、824番3に分筆 〔昭和62年2月12日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年7月25日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和63年6月30日 第8165号	原因 昭和63年6月23日売買 所有者 双三郡吉舎町 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年7月25日
2	所有権移転	令和4年10月13日 第7444号	原因 平成16年4月1日合併 所有者 三次市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年8月7日
広島法務局三次支局

登記官

大 賀 勝 正

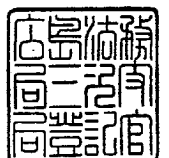


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 3 年 7 月 2 5 日	不動産番号	2 4 0 5 0 0 0 3 4 7 7 6 4
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	双三郡吉舎町大字吉舎字四日市			余 白	
	三次市吉舎町吉舎字四日市			平成 1 6 年 4 月 1 日変更 平成 1 6 年 5 月 1 3 日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
8 2 5 番 4	宅地	2 0 9	0 5	不詳 〔昭和 6 2 年 2 月 2 日〕	
余 白	余 白	1 6 8	9 1	③ 8 2 5 番 4、同番 5 ないし 7 に分筆 〔昭和 6 2 年 2 月 1 2 日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 7 月 2 5 日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 6 3 年 6 月 3 0 日 第 8 1 6 5 号	原因 昭和 6 3 年 6 月 2 3 日売買 所有者 双 三 郡 吉 舎 町 順位 2 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 7 月 2 5 日
2	所有権移転	令和 4 年 1 0 月 1 3 日 第 7 4 4 4 号	原因 平成 1 6 年 4 月 1 日合併 所有者 三 次 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 5 年 8 月 7 日
広島法務局三次支局

登記官

大 賀 勝 正

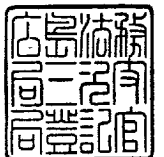


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 3 年 7 月 2 5 日	不動産番号	2 4 0 5 0 0 0 3 4 7 7 6 2
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	双三郡吉舎町大字吉舎字四日市			余 白	
	三次市吉舎町吉舎字四日市			平成 1 6 年 4 月 1 日変更 平成 1 6 年 5 月 1 3 日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
8 2 5 番 1	畑	7 4 7		余 白	
余 白	宅地	7 4 7	0 0	②③昭和 6 1 年 2 月 1 0 日地目変更 〔昭和 6 1 年 2 月 2 6 日〕	
余 白	余 白	2 5 7 0	3 0	③ 8 2 5 番 2、8 2 7 番、8 2 8 番 3、8 2 9 番 1 を合筆 〔昭和 6 1 年 2 月 2 6 日〕	
余 白	余 白	2 3 3 0	5 0	③ 8 2 5 番 1、8 2 5 番 3 に分筆 〔昭和 6 1 年 8 月 1 3 日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 7 月 2 5 日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 6 3 年 6 月 3 0 日 第 8 1 6 5 号	原因 昭和 6 3 年 6 月 2 3 日売買 所有者 双 三 郡 吉 舎 町 順位 6 番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 3 年 7 月 2 5 日
2	所有権移転	令和 4 年 1 0 月 1 3 日 第 7 4 4 4 号	原因 平成 1 6 年 4 月 1 日合併 所有者 三 次 市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 5 年 8 月 1 0 日
広島法務局三次支局

登記官

大 賀 勝 正

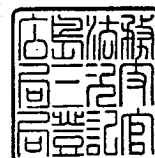


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年7月25日	不動産番号	2405000349197
地図番号	(V20)43-3、53-1	筆界特定	余白		
所 在	双三郡吉舎町大字吉舎字山下			余白	
	三次市吉舎町吉舎字山下			平成16年4月1日変更 平成16年5月13日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1562番4	宅地	2480	19	1562番3から分筆 〔昭和61年2月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年7月25日	
余白	余白	6540	64	③1550番2、1550番12、1550番13、1551番6、1557番1、1557番5、1562番5を合筆 国土調査による成果 〔令和1年5月17日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成12年2月16日 第1159号	原因 平成11年10月1日雇用・能力開発機構法附則第6条第1項による承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目1番地8 雇用・能力開発機構 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年7月25日
2	所有権移転	平成16年5月28日 第4888号	原因 平成16年3月1日独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第3条第1項により承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目1番地8 独立行政法人雇用・能力開発機構
3	所有権移転	平成22年4月6日 第3427号	原因 平成21年11月24日売買 所有者 三 次 市
付記1号	3番所有権更正	平成22年6月17日 第5232号	原因 錯誤 原因 平成22年3月31日売買
4	合併による所有権登記	余白	所有者 三 次 市 令和1年5月17日登記



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年7月25日	不動産番号	2405000349165
地図番号	(V20)43-3、53-1	筆界特定	余白		
所 在	双三郡吉舎町大字吉舎字山下			余白	
	三次市吉舎町吉舎字山下			平成16年4月1日変更 平成16年5月13日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1550番3	宅地	791	92	1550番から分筆 〔昭和61年2月27日〕	
余白	余白	275	30	③1550番3、1550番4、1550番5 に分筆 〔昭和61年8月13日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年7月25日	
余白	余白	610	72	③1550番6を合筆 国土調査による成果 〔令和1年5月17日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和63年6月30日 第8163号	原因 昭和63年6月23日売買 所有者 双 三 郡 吉 舎 町 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年7月25日
2	所有権移転	平成28年3月29日 第2377号	原因 平成16年4月1日合併 所有者 三 次 市
3	合併による所有権登記	余白	所有者 三 次 市 令和1年5月17日登記



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年8月7日
広島法務局三次支局

登記官

大 賀 勝 正

